

男女共同参画推進条例に基づく 苦情や救済の申出ができます

「男女共同参画推進委員」は、市の施策や措置に対する苦情と性による人権侵害の救済について、男女共同参画の視点で処理する市の附属機関です。



- 調査の対象としないこと**
- ・裁判所において係争中か、または判決済みのこと
 - ・他の行政機関で審理中か、または裁決済みのこと
 - ・議会に関すること
 - ・男女共同参画推進委員が既に処理をした苦情等
 - ・調査に協力が得られない場合
 - ・その他男女共同参画推進委員が適当でないと判断したこと



筑紫野市における男女共同参画のシンボルマークです。

<事務局・問い合わせ先>
筑紫野市 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当
〒818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号
Tel 092-918-1311(直通)
メールアドレス danjo@city.chikushino.fukuoka.jp

詳細は市 HP へ

こちらから
申出書が
ダウンロード
できます

